

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

～社員が仕事と子育てを両立させることができ、より働きやすい環境をつくるため、次のように行動計画を策定する～

期間： 平成29年4月1日～平成32年3月31日

内容：

【目標1】 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料の免除など制度の周知や情報提供を行う

<対策> 平成29年4月 育児介護休業法の改正にあわせ、法の要件を満たすよう会社規則の整備を行う

平成29年4月～ 自社育児休業規則の周知(社内ポータル掲載)

平成29年6月～ 行政の諸施策の調査

平成29年6月～ 法に基づく諸制度の調査

平成29年12月～ 制度等に関するパンフレットを作成し社内ポータルに掲載

【目標2】 妊娠中や産休、育児休業復帰後の相談窓口を設置する

<対策> 平成29年6月～ 相談窓口の設置について検討する

平成29年9月～ 相談窓口を設置し、従業員に周知を図る